

「市民主役のまちづくり推進事業補助金」募集要項

【令和8年度版】

市では、市民一人一人がまちづくりの主役として、さらに活躍できるようにするため、令和8年度「市民主役のまちづくり推進事業補助金」の交付団体を募集します。

1. 事業区分

(1) 地域活性化どきどきイベント開催事業

- ・市民による市内の活性化を図るためのイベントの開催等に要する経費を支援します。ただし、一般社団法人アフレアが実施する事業は補助対象外となります。

(2) ちょいチャレわいわい事業

- ・補助事業者が市内で新たに行うまちづくり活動等のうち、比較的小規模で手軽に実施できる事業（総事業費30千円以上200千円以下／団体）に要する経費を支援します。

(3) やりがい・生きがいきいき事業

- ・補助事業者が市内で行うまちづくり活動等のうち、新たに行う事業又は既に行っている事業を拡大し、若しくは発展させる事業に要する経費を支援します。

2. 対象事業

- ・公益性の高い事業であること。
- ・補助事業者の構成員のみを対象とする事業でないこと。
- ・営利を目的とする事業でないこと。

3. 補助事業者

あわら市まちづくり基本条例第26条第1項に規定するコミュニティ団体（行政区や子ども会等の組織が行う地域に根ざした活動を行う団体や、NPO法人、一般社団法人、市民グループなど法人格の有無を問わず、地域の活性化その他公共の利益の増進に寄与する活動を非営利で行う団体等）のうち、次に掲げる団体
ただし、宗教的又は政治的な活動を主たる目的とする団体は補助対象外となります。

(1) 地域活性化どきどきイベント開催事業

- ・構成員の5人以上が市民（代表者を含む。）である団体

(2) ちょいチャレわいわい事業

- ・構成員が3人以上で、その過半数が市民（申請時において、18歳以上である代表者を含む。）である団体

(3) やりがい・生きがいきいき事業

- ・構成員の5人以上が市民（代表者を含む。）である団体
- ・応募団体のうち、少なくとも1団体は構成員が5人以上で、その過半数が女性市民（うち、代表者を含む。）である団体を採択します。

<留意点>

◆ (1) ~ (3) 共通

- ・当該補助金の交付を申請しようとする年度において、市から他の補助金等を受けている団体は補助対象外となります。
- ・採択年度の次年度は申請することができません。

◆ (1)、(3) について、過去2年以内に補助金を受けた団体は申請対象外となります。

(例) (1) 地域活性化どきどきイベント開催事業に採択された場合

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
採択	申請対象外	申請対象外	申請可能

(例) (2) ちょいチャレわいわい事業に採択された場合

令和8年度	令和9年度	令和10年度
採択	申請対象外	申請可能

(例) (3) やりがい・生きがいきいき事業に採択された場合

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
採択	採択2年目	採択3年目	申請対象外	申請対象外	申請可能

4. 対象経費

当該補助金の対象となる経費は下表のとおりです。

補助対象経費		※補助対象外となる経費
経費区分	内容	
報償費	講師、協力者等（補助事業者の構成員以外の者に限る。）への謝礼等	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・食糧費 ・補助事業者の経常的な運営に要する経費等
旅費	費用弁償等（補助事業者の構成員以外の者への給付に限る。）	
消耗品費	事業に要する文具等の購入	
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット、活動成果冊子等の作成	
原材料費	事業に要する材料等の購入	
通信運搬費	事業に要する郵便料等	
保険料	事業に要する保険料	
使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料、物品賃借料等	
備品購入費	事業を実施するために市長が必要と認める備品の購入	
その他	事業を実施するために市長が特に必要と認める経費	

5. 補助金額

- (1) 地域活性化どきどきイベント開催事業
 - ・ 上限400千円/団体
- (2) ちょいチャレわいわい事業
 - ・ 上限50千円/団体
- (3) やりがい・生きがいきいき事業
 - ・ 同一の補助対象事業に対し、下表のとおり継続して3年間を限度に補助金を交付します。なお、2年目以降の補助金については、前年度の実績報告等により、補助対象事業が適切に実施されたと認めるとき、次年度分の補助金の交付を申請することができます。

区 分	補助金上限額
1年目	200千円/団体
2年目	100千円/団体
3年目	50千円/団体

6. 応募期限

本事業に応募する際は、次の期限までに必要書類を作成の上、あわら市市民協働課にて事前相談（必須）を受けていただき、お申込みください。

- (1) **事前相談** : **令和8年4月17日（金）17時 まで**
※本事業に応募する場合は、上記期限までに必ず事前相談を受けてください。
- (2) **本申込み** : **令和8年4月24日（金）17時 まで**

7. 応募方法

事前相談及び本申込みの際は、次の必要書類をあわら市市民協働課にご提出ください。なお、様式データは下記URLからもダウンロードできます。

【URL】

<https://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/cityinfo0102/p015279.html>

- (1) 事前相談 : 事前相談書一式
 - ・ 提案者概要調書（別紙1）
 - ・ 構成員名簿（任意様式）
 - ・ 事業計画書（別紙2）
 - ・ 収支予算書（別紙3）
- (2) 本申込み : 補助金等交付申請書一式
 - ・ 補助金等交付申請書（様式第1号）
 - ・ 添付書類（事前相談書一式）

こちらの二次元コードからもダウンロードできます。



8. 審査方法

- (1) 地域活性化どきどきイベント開催事業
 - ・ 提出書類に基づくプレゼンテーション及び審査会を開催し、補助事業者及び補助金額を決定します。（※プレゼン及び審査会の開催日時等は、決定次第ご連絡します。）
- (2) ちょいチャレわいわい事業
 - ・ 提出書類による審査会の結果を踏まえ、補助事業者及び補助金額を決定します。（※プレゼンテーションは不要です。）

(3) やりがい・生きがいきいき事業

- ・新規採択時において、提出書類に基づくプレゼンテーション及び審査会を開催し、補助事業者及び補助金額を決定します。(※プレゼン及び審査会の開催日時等は、決定次第ご連絡します。)
- ・2年目以降の補助金については、前年度の実績報告等により、補助対象事業が適切に実施されたと認めるとき、次年度分の補助金の交付を申請することができます。

9. プレゼンテーション及び審査会

(1) 日時：令和8年5月9日(土)(予定)

※詳細な日程は応募団体数などに応じて調整し、決定次第ご連絡します。

(2) その他

- ・プレゼンテーションの持ち時間は、1団体当たり10分以内とします。
- ・プレゼンテーションの発表者は、1団体当たり3人以内とします。
- ・プレゼンテーションは、パワーポイント、掲示物等を利用して構いません。パソコン、プロジェクター、スクリーン等は市で用意します。(パソコンの持ち込みも可とします。)
- ・市で用意した備品を使用する場合は、動作確認を行いたいので、事前にデータをあわら市市民協働課へご提出ください。



10. 審査基準

審査の基準は下表のとおりです。提出書類の作成やプレゼンテーションの参考にしてください。

審査項目	審査の視点
公益性	・地域の活性化に寄与する事業化か。 ・あわら市のまちづくりに貢献する事業か。
先駆性	・新しい視点に立った取組みか。 ・内容に独自の創意工夫があるか。
共感性	・地域に受け入れられ、共感が得られる活動か。 ・参加者の広がり期待できるか。
妥当性	・収支予算の積算は妥当か。 ・事業費に応じた効果が得られるか。
実現性	・事業の実施体制は適切か。 ・事業計画は実現性があるか。
自立性	・補助金以外の資金確保(会費、参加負担金、クラウドファンディング等)に努めているか。
継続性	・翌年度以降も継続的な活動が見込めるか。 ・活動の成果が他の市民に広がる可能性はあるか。

11. その他

- ・本要項に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、あわら市補助金等交付規則（平成16年あわら市規則第37号）及びあわら市補助金等交付要綱（平成16年あわら市告示第57号）の定めるところによります。
- ・審査会の結果、提出した補助金等交付申請書一式に修正が必要となった場合は、事業着手前までに修正の上、あわら市市民協働課へご提出ください。（※提出期限は事業実施年度の9月末日）
- ・「やりがい・生きがいきいき事業」において、2年目以降の補助金の交付を申請する場合は、補助金等交付申請書一式を当該事業実施年度の9月末日までにあわら市市民協働課へご提出ください。
- ・当該年度の補助金の交付決定前に執行した経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。

当該補助金は、あわら市へのふるさと納税を原資とした「ふるさとあわらサポート基金」を活用しているため、補助事業者には、「ふるさとあわらサポート基金」のPRのご協力をお願いします。

<問合せ>

あわら市 創造戦略部 市民協働課 市民活躍推進グループ

〒919-0692 あわら市市姫三丁目1番1号

T E L : 0776-73-8003

F A X : 0776-73-1350

E-mail : kyoudo@city.awara.lg.jp

(別紙1)

提 案 者 概 要 調 書

団 体 名		
代表者氏名		
連 絡 先	住 所	〒 あわら市
	電 話	
	F A X	
	E-mail	
設 立 年 月 日	年	月 日
構 成 員 数	人	
団 体 の 目 的		
主 な 活 動 実 績		

<備考>

- 1 連絡先の欄には、団体の事務所又は代表者の連絡先を記載してください。
- 2 行政区が提案する場合は、設立年月日の記載は不要です。
- 3 行政区以外の団体の場合は、構成員名簿を添付してください。(様式任意)

【事前相談書】

(別紙2)

事 業 計 画 書

事業区分	1. 地域活性化どきどきイベント開催事業 2. ちょいチャレわいわい事業 3. やりがい・生きがいきいき事業		
団体名			
事業の名称			
事業期間			
今年度 補助要望額			
総事業費	円	年度	円
		年度	円
		年度	円
事業の目的			
事業の内容・ 事業計画等			
予想される 効果			
補助期間満了 後の活動の見 通し			

(別紙3)

【事前相談書】

収 支 予 算 書 (年 度)

収入

項 目	金 額	内 訳
	円	
計		

支出

項 目	金 額	内 訳
	円	
計		

<備考>

- 1 「やりがい・生きがいきいき事業」を選択し、継続して3年間で限度に複数年度の補助金の交付を希望する場合は、各事業実施年度における収支予算書を作成してください。ただし、2年目以降に補助金交付等申請書を提出する際は、当該事業実施年度の収支予算書のみ添付してください。

【補助金等交付申請書】
様式第1号（第3条関係）

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住 所

氏 名

年度市民主役のまちづくり推進事業補助金交付申請書

年度市民主役のまちづくり推進事業について、補助金の交付を受けたいので、あわら市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添え次のとおり申請します。

1 補助事業の名称

年度市民主役のまちづくり推進事業

2 補助事業の目的及び内容

別添「事業計画書」のとおり

3 補助事業の完了予定期日及び実施の計画

年 月 日 ～ 年 月 日

4 交付申請額

金 円

5 交付申請額の算出方法

補助対象事業費のうち、上限 千円

6 補助事業の経費の配分及び経費の使用状況

事業区分	事業費 (円)	うち、 補助対象事業費 (円)	左の財源内訳	
			市補助金 (円)	その他 (円)

7 添付書類

(1) 事前相談書一式（提案者概要調書・事業計画書・収支予算書等）

【記載に係る留意事項】

(別紙1)

提案者概要調書

団体名		
代表者氏名		
連絡先	住所	〒 あわら市
	電話	
	FAX	
	E-mail	
設立年月日	年 月 日	
構成員数	人	
団体の目的	最新の構成員数を記載してください。 また、行政区以外の団体は、構成員名簿(様式任意)を添付してください。その際、記載の人数と名簿の人数が一致するようご注意ください。	
	団体の設立や活動等のための目的や理由などについて、具体的に記載してください。	
主な活動実績	これまでの団体の主な活動実績について、時期や内容等を箇条書き等により、簡潔に記載してください。 (新規団体については、記載不要です。)	

<備考>

- 1 連絡先の欄には、団体の事務所又は代表者の連絡先を記載してください。
- 2 行政区が提案する場合は、設立年月日の記載は不要です。
- 3 行政区以外の団体の場合は、構成員名簿を添付してください。(様式任意)

【記載に係る留意事項】

(別紙2)

事業計画書

事業区分	1. 地域活性化どきどきイベント開催事業 2. ちょいチャレわいわい事業 3. やりがい・生きがいきいき事業		
団体名	補助を受けて実施する事業の名称を記載してください。		
事業の名称	補助を受けて実施する事業の全期間を記載してください。 その際、上記事業区分1, 2は単年度事業、事業区分3,4は複数年度(継続3カ年度以内)可 (例)・令和7年●月～令和7年12月 ・令和7年●月～令和10年3月		
事業期間			
今年度補助要望額	今年度の補助金上限額を記載してください。		
総事業費	円	年度	円
		年度	円
事業の目的	右欄の各年度の合計額を記載してください。 補助を受けて実施する事業の目的や理由等を記載してください。		
事業の内容・事業計画等	・補助を受けて実施する事業内容等を具体的に記載してください。 ・各事業の実施計画(スケジュール等)を箇条書にするなど、工夫して分かりやすく記載してください。		
予想される効果	補助を受けて事業を実施することにより、予想される効果等を記載してください。(できる限り数量などの客観的データを用いて記載してください。)		
補助期間満了後の活動の見通し	補助期間満了後、どのように活動を継続又は発展させる見込みなのかなどについて、見通しを記載してください。		

(別紙3)

【記載に係る留意事項】

収 支 予 算 書 (年度)

収入

項 目	金 額	内 訳
	円	
計		

「やりがい・生きがいきいき事業」を選択し、継続して3年間を限度に複数年度の補助金の交付を希望する場合は、事前相談時に各事業実施年度(複数年度分)の収支予算書を作成してください。

支出

項 目	金 額	内 訳
	円	
計		

<備考>

- 1 「やりがい・生きがいきいき事業」を選択し、継続して3年間を限度に複数年度の補助金の交付を希望する場合は、各事業実施年度における収支予算書を作成してください。ただし、2年目以降に補助金交付等申請書を提出する際は、当該事業実施年度の収支予算書のみ添付してください。

【記載に係る留意事項】
様式第1号（第3条関係）

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所

押印は不要です。

氏名

申請年度を記載してください。

年度市民主役のまちづくり推進事業補助金交付申請書

申請年度を記載してください。

年度市民主役のまちづくり推進事業について、補助金の交付を受けたいので、あわら市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添え次のとおり申請します。

申請年度を記載してください。

1 補助事業の名称

年度市民主役のまちづくり推進事業

2 補助事業の目的及び内容

別添「事業計画書」のとおり

3 補助事業の完了予定期日及び実施の計画

年 月 日 ～ 年

4 交付申請額

金 円

5 交付申請額の算出方法

補助対象事業費のうち、上限 千円

当該年度における補助事業の実施期間(予定)を記載してください。

なお、事業開始日は審査会(6月上旬)以降となりますので、6月中旬以降の日付をご検討ください。

また、事業終了日は団体による全ての支出が終了した日となりますので、最長でも当該年度末日(3月31日)となりますのでご注意ください。

申請する事業区分における当該年度の上限額を記載してください。

6 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法

事業区分	事業費	うち、 補助対象事業費	左の財源内訳	
			市補助金	その他

次の事業区分のうち、申請する事業区分を記載してください。

1. 地域活性化どきどきイベント開催事業
2. ちょいチャレわいわい事業
3. やりがい・生きがいきいき事業

7 添付書類

- (1) 事前相談書一式（提案者概要調書・事業計画書・収支予算書等）